

韓國に対する債務についての
概要

32

210

510

韓国に対する債務についての参考資料 (三二、一〇、一〇)

項	目	金額	摘要	参考事項
(第二項)				
① 郵政省	(1) 朝鮮における朝鮮人預入金			
② 郵政省	(2) 職務賃金			
③ 預金部	(1) 朝鮮人よりの保険 証券 積立金			
④ 預金部	(2) 郵便年金朝鮮人分 積立金			
(太蔵省)	(1) 簡易生命保険朝鮮人 積立金			
(太蔵省)	(2) 郵便年金積立金 積立金			
	本邦における郵便年金 の証券原簿によつて朝 鮮人よりの保険にかかる ものと認あらるるもの (郵政省)			
	簡易保険積立金原任主 債 積立金			
	預金部資金の対鮮 投資額			
	(1) 預金部資金の過 存、官田等に対する 支給			

秘密指定解除
公文書監理室

極
秘

(第三項)

終戦後対日移送された資金

(四) 未登録公社債	(五) (第五項) の公社債 (1) 登録國債	(第六項) 財團機關及び在外会 社の残存財産に対する 朝鮮人株主の持分	(第七項) 財團機關及び在外会 社の残存財産に対する 朝鮮人株主の持分
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
無記名國債、無記名債 券の朝鮮支那支那の確定 である。	この金額は朝鮮の道立 病院、府、郡の所有にか るものが大部分で、その他 に財團機關及び在外会 社の名義のものを除く在 朝鮮本社法人及びに朝鮮 人所有分を含んでいる。 (大蔵省)	この金額は財團機関 及ぼ在外会社の残存財 産に対する朝鮮人株主 の推定である。昭和三五 年三月二八日政令第三三四 によつて大部分は決算 としてある。	この金額は財團機関 及ぼ在外会社の残存財 産に対する朝鮮人株主 の推定である。昭和三五 年三月二八日政令第三三四 によつて大部分は決算 としてある。
		詳細は大蔵省に照会 中	

昭和二十一年四月度
十二年十月二十四韓國

日銀券が保管する朝
鮮銀行券

(大蔵省)

日銀券

(3)

朝鮮銀行の國庫
金立替松額

韓國は終戦時に
おける朝鮮銀行(日銀代理
店)による國庫金立替
額にて、
大蔵省總務課にて
はは銀から終戦直前
に送金されたる。
とから水の水
人所所有は種々の報道上
上して、(日銀總裁より
推定)

(2) 朝鮮出身陸海軍
軍人軍属に対する
供託分

* (1) 死亡確定者に対する
供託金額

供託人員(確定死亡者)

名

(1) 朝鮮出身軍人軍属
船舶因保勞務者に対する
在昭和二十五年政令第
二号による供託は、昭和
二十三年当時のアーバン
行わざつら。

死亡軍人軍属に対する
補助引取額費
金も、
未支給給与金等支
給も、

供託人員七二一八名
未支給給与金、帰郷
旅費の
等

朝鮮人は水の法律の
適用から除外され
たが適用されづらが、
被虐遭族等被難漢恩修
復の如きは、戰傷捕虜の
であつたところ又はノルマ
の如きは、戰傷捕虜の

* (1) 船舶因保朝鮮人
労務者に対する
未支給与等供託
分

(運輸省給與局)

* (iv)

帰國朝鮮人労務
者に対する未払
債金等供託分

者に対する未払

債金等供託分

上般の外に次のある
① 供託されていない金

② 朝鮮人連盟等共
者に対する引渡分

額 [REDACTED]

(清尚省外債基準局)

(v) 北海道から引揚

げた朝鮮人労務
者の未払給与等

(vi) 郵政省が保管し
ている朝鮮人名
義賃金通帳

(vii) 事業所から引納された分
り) 復員司から引継き受けた分

(viii) その他

(ix) 本邦引揚朝鮮人の
税関預り金

(x) 未払恩給

一九五一年十二月五日付
SICAP-12-Aに記載
された朝鮮人労務者に
对于する給料賞与現金
死亡者手当等からなつ
てしも、大蔵省管財局
が管理中である。

現在東京財金局が保管

現在税關において保管

中である。(大蔵省税關部
調査)

一般朝鮮人公務費

一般の人に対する昭和三十
年七月から昭和三十七年
四月までの未払恩給の
所要見込額である。

(恩給局調査)

この支払に当つては全
額新たに予算措置を
必要とする。

(ウ) 本邦商社の対韓債務

債務

(ア) 生命保険責任準備金

日本人商社に対する債務と含まると推定される
日本生命以下十八保險会社よりの報告書を集計
(大蔵省資料)

日本生命以下の十八保險会社よりの報告書を集計
してあるが若干日本外に含まれてゐる
(大蔵省資料)

資料

(イ) 在本邦本店銀行の
在鮮支店銀行預金

債務

(ロ) 非居住者預金

本邦に本店を有する帝
銀、安田、三和及び東拓
の四金融機關支店の朝
鮮人に対する預金債務
の推定額である
(大蔵省資料)

上記四金融機關の朝鮮
人に対する貸出推定額
は、

本邦金融機関よりの
報告に基く昭和三十一年
六月末現在の預金債務
の集計である。

(大蔵省資料)

今

計

備考 印口つまは大蔵省支拂一志承諾

韓國に対する債務処理についての試案 (三二・一二・五一)

債
目
外
債
方
針

金額及び消費

第一項

在日韓國文化財

國有の韓國美術品のうち引
渡し可能なもの若干を韓國に
引渡す

第二項

郵便貯金及び簡易生命保
険、郵便年金

韓国人が以前既に者に対し
有した預金債権並びに簡易生
命保険にかかる簡易生命保
険及び郵便年金に対する債権
を認める。

(1) 韓國における韓国人預入
金

3) 預金貯金

この貯金はおおむね事
務用に利用される点を
考え、昭和二十年五月
末

第三項

一九四五年八月九日以後
にかかる韓國よりの対日送
金の返還

(5) 本邦内韓国人保管証券

(4) 業易生命保険韓国人積立

金

郵便年金韓国人分積立金

(4)と(5)について、
易保険積立金責任準備

金

及び郵便年金積立

金

第四項

在鮮本社法人の在日資産

の返還

- (1) 朝鮮銀行財産
- (2) 在外会社財産
- (3) 朝鮮協興銀行の所
有にかかる朝鮮銀行券発
行準備
- (4) 下関にある元威銀商直
接組合連合会（朝鮮直
接組合中央会）の財産
- (5) 連合國最高司令官總統書に
基く本件財産処理の効力を
本確せしめることとする。
- (6) 朝鮮人学生保護の本來の目
的のために利用する
- （なま、交渉の経済によ
つては、本件財産の韓國へ
の引渡しも考慮する。）
- (7) 国務法上韓國の国内法は
日本にまで及ばないから、
認めない。

(1)

現存財産に対する韓國人
持分を返還する。
在外会社についても右(1)
と同様とする。

(2)

券銀券発行の保証準備の
うち金、銀は返還する。
ただし抗戰時帳簿価格

[REDACTED]

[REDACTED]

算定不能

第五項

(1) 韓国人（法人を含む）

所有の日本有価証券、
公債、社債、株式その
他の証券

（2） 日本銀行券
（3） 韓國銀行の国庫金立
替金

(1) 韩国人が合法的に所有す
る社債、株式その他の証券
を償還する。

(2) 公債は償還しない。

(1) 韩国人（朝鮮に當選も入
る）が韓國時代合法的に所有
していた分については対価
を支払う。

(2) 本立替金については次の
二つの意見がある。

(1) 日本政府滿の資本關係
であるから韓國に對し支
払いの必要がない。

(2) 韩鮮の地方的債務でな
いから支払の必要がある。
（3） 人道上の觀點から日本
市民に準じた取扱をする。

（注）被災病者について

（注）被災病者について

(1) 布教金

被災者二万名、布教金を

として計算

昭和二十年から平和條約
発効時までの達成年金

は該當者数が判明しないので障害年金の計算はできない。

(8) 復員軍人、軍属の未払給与（一時旅行金を含む）

右と同じ。

算定不能

(5) 韓国人雇用労働者の隸属
未払金及び死亡あるいは
負傷した者に対する弔慰
金等の支給

(6) 雇用労働者に対する隸
支 払 う
未払金供託分の返還

(7) 韓国人が本邦及び日本
占領地域より帰國の時、
寄託せしめられた金錢の
補償

日本市民に準じて支払う。
東京については日本国民と
同様の取扱いとする。

同様の取扱いとする。

連絡側が提示した十六項目

の内訳は不明であるがこの項
目中には日本政府あるいは朝
鮮總督府に対する韓国人本来の

の底得産（復讐）も含むもの
があると認められるので、次
の方針の下に処理をはかる。

ただし、供託金のほかに労
務者の貯金及び現在大蔵省が
保管している未払給与を含む
本邦引揚朝鮮人の税關預り

韓國側の差額により定め
られるも。

帰国人が被監視から合法的に日本政府に対して有した債権を認める。

（一）在朝本店又は支店の金融機関の債権は、本国内での

(8) 日本金融機関及び民間会社に対する債権

（二）在韓本店又は支店の金融機関の債権は、本国内での

額額により賄足されるべき

ものとする（三）

（三）在内地法人に対する債権

（人）債権は、帰国人が合法的に有するものについて認められる。（四）（五）

非居住者預金

生命保険金

（六）

（七）

第六項

韓國国民所有の日本法人の株式又はその他の財産の

（一）確定する。
（二）ただし、韓國法人の場合は、その株主の確

定する。その株主の個人分について確定する。

第七項

前記の賃貸又は賃求權より生じた結果の返還

（一）法上の債権の果実の返還を認める。

第八項

財産返還及び決済の期制

未 定

留保項目
一、返給等

諸國人官吏に対する慰謝等
諸夫拠金は、平和米約発動まで
の分に限り支払う。

二、第三國所在の諸國人の
財産回収に対する補償

諸國と相手との間の問題
であるので、日本政府は補償
しない。

三、(1)(2)(3) 日本人及び
日本法人に対する諸国内

金庫開闢の通り資金

第九項(4)の原則に基き実地
する。

(4) 日本人(法人を含
む)の米税税金

日本国内外の問題であると
いう意見と、支払うべしとの
両説がある。

(5) の貿易補償金及び

内々不明

(6) の貿易保証金

Tないし(7)の軍事行動、補償しない。

強制撤去、一九四五年八

月九日以後の日本官吏の
越境行為、強制供出、企
業整備による被害